

出向の形態と法的性格

Q28 出向は、法的にはどのような性格なのですか？ また、出向のパターン・形態にはどのようなものがありますか？

Point

- (1) 出向（広義）には、大きく分けて、出向元との労働契約関係を維持しながら出向先の指揮監督下で労務を提供する「在籍出向」と、出向元との労働契約関係を解消して出向先と新たに労働契約を締結する「転籍（移籍出向）」とがある。
- (2) 出向には、目的や態様によってさまざまなパターンがあり、当初は在籍出向の形をとりながら、移籍が予定されている形態もある。

1 在籍出向と転籍（移籍出向）

出向（在籍出向）は、労働者が使用者（出向元）との間の労働契約（雇用契約）に基づいて労働者としての身分を有しながら、第三者である会社（出向先）の指揮監督の下に労務を提供することをいいます。

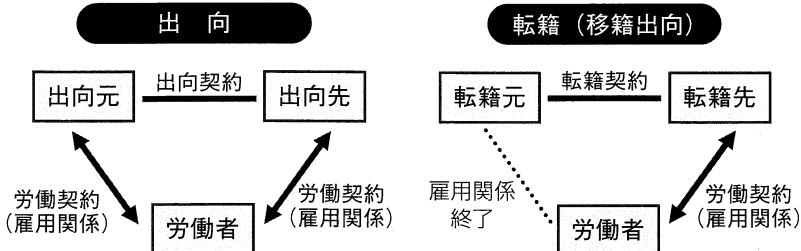
各企業で実施されている出向のパターンは必ずしも同一ではありません。しかし一般的には、「在籍出向」とは、雇用された会社（出向元）から、関係会社あるいはその他の第三者である会社（出向先）に出向し、出向元の会社に籍を置いたまま出向先の労働者としての地位も取得して、出向先の一員として出向先の会社の指揮命令に従って働くことをいいます。在籍出向の特徴は、出向元・出向先の両者との間にそれぞれ労働関係が生じ、二重の雇用関係となることがあります。

これに対して労働者としての身分を第三者に移して、その会社で雇用されて働くことを「転籍（移籍出向）」といいます。在籍出向とは法的にはまったく異なり、出向先との間の労働契約関係のみとなります。

在籍出向及び転籍の法的関係について図示すれば、図表Q 28-1のとおりとなります。

なお、在籍出向と転籍とを合わせて「出向」（広義）ともいわれますが、本書では、在籍出向を指して「出向」と呼びます。

図表Q 28-1 出向と転籍



2 出向・転籍のパターン・類型

出向・転籍については、次のようにさまざまなパターン・類型があり、それぞれ法的性格も異なります。

【出張・派遣型】

他社の組織に組み入れられて就労するものの、短期的な応援、派遣勤務となる。

【兼務型】

出向が発令されるが、出向元の部・課長等の役職を外されず、その業務も事実上こなして、出向先子会社などの取締役としての職務を遂行するといったような場合。

【人事異動型】

出向元の人事異動で出向先に異動し、出向先の指揮命令に従うもの。

【休職型】

出向元の会社を休職扱いとし、その期間は出向先の労働者として出向先の人事権及び労務指揮に従うもの。

【セレクション移籍型】

在籍出向であるが、出向先が移籍を希望し申し入れた場合には転籍となるもの。

【試用移籍型】

移籍を目的とするが出向先に慣れるまでは在籍出向扱いとし、一定期間内には転籍するもの。期間終了時に出向先が移籍を受け入れなか